

区民委員会報告資料

令和5年1月17日

報告事項件名	頁
1 4公金の電子マネーでの納付の拡充について	2
2 戸籍住民課窓口のキャッシュレス決済の拡充について	4
3 戸籍住民課窓口等業務委託評価委員会の評価結果について	5
4 マイナポイント対象となるマイナンバーカードの申請期限等の 再延長について	7
5 国民健康保険業務等委託評価委員会の評価結果について	8
6 国民健康保険高額介護合算療養費の過大支給に関する委託事業者との 合意について	10

(区 民 部)

区民委員会報告資料

令和5年1月17日

件名	4公金の電子マネーでの納付の拡充について																																			
所管部課名	区民部 納税課、国民健康保険課、高齢医療・年金課 福祉部 介護保険課																																			
内容	<p>令和4年4月から、4公金(税・国保・後期高齢者医療保険・介護保険)でPayPayでの納付方法を導入した。さらなる区民の利便性向上のため令和5年4月から、使用できる電子マネーを4つ追加する。納付しやすい環境を整備することで、収納率の向上を下支えしていく。</p> <p>1 PayPay 利用実績【令和4年4月～10月】</p> <table border="1" data-bbox="422 869 1385 1146"> <thead> <tr> <th>科目</th> <th>件数</th> <th>利用率</th> <th>収納額</th> <th>利用率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特別区民税・都民税</td> <td>7,793</td> <td>3.7%</td> <td>296,500,652</td> <td>2.6%</td> </tr> <tr> <td>軽自動車税</td> <td>4,408</td> <td>4.8%</td> <td>22,406,825</td> <td>4.3%</td> </tr> <tr> <td>国民健康保険料</td> <td>4,773</td> <td>2.8%</td> <td>91,858,738</td> <td>2.4%</td> </tr> <tr> <td>後期高齢医療保険料</td> <td>570</td> <td>0.8%</td> <td>3,379,300</td> <td>0.4%</td> </tr> <tr> <td>介護保険料</td> <td>1,133</td> <td>0.9%</td> <td>7,170,460</td> <td>1.1%</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>18,677</td> <td>2.8%</td> <td>421,315,975</td> <td>2.4%</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・ 導入後7か月間で約1.9万件、約4.2億円が納付された。 ・ 利用率は科目毎で0.4～4.8%にとどまっており、電子マネーの追加により更なる普及拡大につなげていく。 ・ 税・保険料の種類毎に利用率に大きく差があるが、利便性の高い電子マネーでの納付をより区民に利用していただくため、4公金として、令和5年度末までに現状の2倍程度の利用率(件数ベースで5.6%)を目指す。 <p>2 追加する電子マネー 『d払い』『au PAY』『LINE Pay』『J-Coin Pay』</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ PayPay やコンビニ納付等と一体で契約している収納代行業者(NTTデータ)が取り扱う全ての電子マネーを導入する。 ・ 契約上、追加料金無く導入でき、また、今後も取り扱う電子マネーが増える見込みのため、積極的に導入していく。 <p>3 納付方法 スマートフォンの電子マネーのアプリケーションを利用して、納付書にあるバーコードを読み込み、支払いを行う。</p>	科目	件数	利用率	収納額	利用率	特別区民税・都民税	7,793	3.7%	296,500,652	2.6%	軽自動車税	4,408	4.8%	22,406,825	4.3%	国民健康保険料	4,773	2.8%	91,858,738	2.4%	後期高齢医療保険料	570	0.8%	3,379,300	0.4%	介護保険料	1,133	0.9%	7,170,460	1.1%	合計	18,677	2.8%	421,315,975	2.4%
科目	件数	利用率	収納額	利用率																																
特別区民税・都民税	7,793	3.7%	296,500,652	2.6%																																
軽自動車税	4,408	4.8%	22,406,825	4.3%																																
国民健康保険料	4,773	2.8%	91,858,738	2.4%																																
後期高齢医療保険料	570	0.8%	3,379,300	0.4%																																
介護保険料	1,133	0.9%	7,170,460	1.1%																																
合計	18,677	2.8%	421,315,975	2.4%																																

	<p>4 費用</p> <p>(1) 手数料等 (収納代行業者「NTTデータ」委託契約料金)</p> <p>ア 年間利用料 (基本料金) 4課合計 約1,000,000円</p> <p>※ PayPay のみの利用料と同額であり、追加料金無く4つの電子マネーを追加できる。</p> <p>イ 納付1件あたり手数料 68.2円 (PayPay と同額)</p> <p>※ PayPay の4月～10月実績に対し、費用は約185万円</p> <table border="1" data-bbox="619 524 1378 618"> <tr> <td>【内訳】</td> <td>年間利用料 (7ヶ月分)</td> <td>約58万円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>手数料68.2円×18,677件</td> <td>=約127万円</td> </tr> </table> <p>(2) 業務システム改修費用</p> <p>新たな費用の発生は無い。年間の改修作業の範囲内で対応する。</p>	【内訳】	年間利用料 (7ヶ月分)	約58万円		手数料68.2円×18,677件	=約127万円
【内訳】	年間利用料 (7ヶ月分)	約58万円					
	手数料68.2円×18,677件	=約127万円					
<p>問題点 今後の方針</p>	<p>令和5年4月の開始に向け、契約事務及び区民への周知を着実に進める。あだち広報・国保だより・介護だより・長寿医療だよりや、ホームページ・ツイッター・フェイスブック等に掲載するほか、郵送する納付書にチラシも同封する。</p>						

区民委員会報告資料

令和5年1月17日

件名	戸籍住民課窓口のキャッシュレス決済の拡充について															
所管部課名	区民部戸籍住民課															
内容	<p>令和2年11月から戸籍住民課窓口で交通系ICカード(Suica PASMOなど)によるキャッシュレス決済を進めてきたが、令和5年2月1日から利用可能な手段を拡充する。これにより、令和4年9月から実施している区民事務所等と同じキャッシュレス決済サービスが利用可能となる。</p> <p>1 キャッシュレス決済の利用実績（令和4年9月～11月）</p> <table border="1" data-bbox="370 768 1364 927"> <thead> <tr> <th>利用場所</th> <th>件数</th> <th>利用率</th> <th>収納額</th> <th>利用率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>戸籍住民課窓口</td> <td>2,469</td> <td>7.1%</td> <td>797,150</td> <td>6.6%</td> </tr> <tr> <td>区民事務所での住民票</td> <td>3,691</td> <td>8.1%</td> <td>1,107,300</td> <td>8.1%</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 追加するキャッシュレス決済手段</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 非交通系電子マネー（nanaco WAONなど） ・ クレジットカード ・ コード決済（PayPay auPAY d払いなど） <p>3 今後の見込み</p> <p>現状の交通系ICカード利用者にクレジットカード、コード決済等利用者が加わるため、区民事務所の実績も考慮し、以下を見込む。</p> <p>戸籍住民課窓口のキャッシュレス決済利用割合12.0%</p> <p>年間の窓口収納金額 約50,200,000円</p> <p>うちキャッシュレス決済額 約6,024,000円</p>	利用場所	件数	利用率	収納額	利用率	戸籍住民課窓口	2,469	7.1%	797,150	6.6%	区民事務所での住民票	3,691	8.1%	1,107,300	8.1%
利用場所	件数	利用率	収納額	利用率												
戸籍住民課窓口	2,469	7.1%	797,150	6.6%												
区民事務所での住民票	3,691	8.1%	1,107,300	8.1%												
問題点 今後の方針	<p>今回の拡大は、支払方法が多様化され、窓口利用者へのサービス向上につながるものである。委託事業者には、引き続き円滑な窓口対応と適切な会計処理を求めている。</p>															

区 民 委 員 会 報 告 資 料

令和5年1月17日

件 名	戸籍住民課窓口等業務委託評価委員会の評価結果について																																																	
所管部課名	区民部戸籍住民課																																																	
内 容	<p>令和4年度の戸籍住民課窓口等業務委託評価委員会（以下「委員会」という。）を開催したので、以下のとおり評価結果を報告する。</p> <p>1 開催日時 令和4年11月16日（水） 9時30分から11時30分まで</p> <p>2 出席委員 5人（外部有識者3人、区職員2人）</p> <p>3 評価対象 戸籍住民課窓口等業務委託契約に基づき、富士フイルムシステムサービス株式会社（以下「受託者」という。）が受託する戸籍関連、証明受付、証明発行、証明交付、窓口案内、公金取扱の6業務の実施状況</p> <p>4 評価方法 窓口の執務状況や休憩スペース等の確認、受託者に対するヒアリングを踏まえ、各委員が4テーマ8項目を評価した。</p> <p>5 評価結果 委員会の合格ラインである8割（40点）を上回る評価を得た。項目ごとの配点と5人の委員の評価の平均は下表のとおり。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">テーマ</th> <th style="width: 45%;">評価項目</th> <th style="width: 10%;">配点</th> <th style="width: 15%;">前年評価</th> <th style="width: 15%;">今回評価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>委託品質</td> <td>窓口待ち時間</td> <td style="text-align: center;">5</td> <td style="text-align: center;">4.0</td> <td style="text-align: center;">5.0</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">セキュリティ</td> <td>個人情報保護、情報セキュリティ</td> <td style="text-align: center;">5※1</td> <td style="text-align: center;">9.6※1</td> <td style="text-align: center;">4.4</td> </tr> <tr> <td>適切な会計処理、現金・金券等の管理</td> <td style="text-align: center;">5※2</td> <td style="text-align: center;">※2</td> <td style="text-align: center;">4.8</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">内部統制</td> <td>労働関係法令の遵守</td> <td style="text-align: center;">10</td> <td style="text-align: center;">9.6</td> <td style="text-align: center;">8.0※3</td> </tr> <tr> <td>事業者の経営状況</td> <td style="text-align: center;">5</td> <td style="text-align: center;">5.0</td> <td style="text-align: center;">5.0</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">接遇</td> <td>利用者満足度（言葉づかいなど）</td> <td style="text-align: center;">5</td> <td style="text-align: center;">5.0</td> <td style="text-align: center;">5.0</td> </tr> <tr> <td>利用者満足度（処理スピード）</td> <td style="text-align: center;">5</td> <td style="text-align: center;">5.0</td> <td style="text-align: center;">5.0</td> </tr> <tr> <td>服装・名札</td> <td style="text-align: center;">10</td> <td style="text-align: center;">9.2</td> <td style="text-align: center;">9.0</td> </tr> <tr> <td colspan="2">総合評価（合計）</td> <td style="text-align: center;">50</td> <td style="text-align: center;">47.4</td> <td style="text-align: center;">46.2</td> </tr> </tbody> </table> <p style="font-size: small; margin-top: 10px;">※1：前年は配点10点 ※2：今年からの新規評価項目 ※3：減点理由について以下「6」参照</p>				テーマ	評価項目	配点	前年評価	今回評価	委託品質	窓口待ち時間	5	4.0	5.0	セキュリティ	個人情報保護、情報セキュリティ	5※1	9.6※1	4.4	適切な会計処理、現金・金券等の管理	5※2	※2	4.8	内部統制	労働関係法令の遵守	10	9.6	8.0※3	事業者の経営状況	5	5.0	5.0	接遇	利用者満足度（言葉づかいなど）	5	5.0	5.0	利用者満足度（処理スピード）	5	5.0	5.0	服装・名札	10	9.2	9.0	総合評価（合計）		50	47.4	46.2
テーマ	評価項目	配点	前年評価	今回評価																																														
委託品質	窓口待ち時間	5	4.0	5.0																																														
セキュリティ	個人情報保護、情報セキュリティ	5※1	9.6※1	4.4																																														
	適切な会計処理、現金・金券等の管理	5※2	※2	4.8																																														
内部統制	労働関係法令の遵守	10	9.6	8.0※3																																														
	事業者の経営状況	5	5.0	5.0																																														
接遇	利用者満足度（言葉づかいなど）	5	5.0	5.0																																														
	利用者満足度（処理スピード）	5	5.0	5.0																																														
	服装・名札	10	9.2	9.0																																														
総合評価（合計）		50	47.4	46.2																																														

6 評価項目「労働関係法令の遵守」における前年からの減点理由

委員から、以下の意見を聴取した。

- (1) 昨年度は、偽装請負防止の観点から評価を行い、基準を十分に満たしていると判断した。
- (2) 今年度は、労働条件や執務環境等に対する視点も含め、昨年度よりも広い観点での評価を試みたところ、事前に資料の提出を求めていなかったこともあり、詳細を確認出来ない部分があったため、その部分については評定不能と判断し、総合的には昨年度より低い点数とした。
- (3) 偽装請負を防止するための事業者の体制や意識の高さについては、昨年度同様、基準を満たす内容であった。

7 委員会における主な質問と受託者の回答

	質 問	回 答
1	レジの確認頻度と金額が不足したときはどう対応しているか。	レジは午前2回、午後2回の定時確認を実施し、金額不足時はレジ周辺や床に落ちていないか、申請書の内容等を再確認する。どうしても不足する場合は、受託者が負担している。
2	従事者の勤務シフト決定時期と休暇希望が多いときはどう対応しているか。	勤務シフト決定は約1か月前であり、休みの予定もその際に調整し、業務に影響がないようにしている。

8 委員会からの要望

- (1) 個人情報管理の重要性、リスクは年々大きくなっているため、評価指標の細分化、配点の見直しを随時行ってほしい。
- (2) 評価項目「労働関係法令の遵守」の内容を見直し、職場環境やハラスメントの相談体制等についても評価できるとよい。

問 題 点
今後の方針

委員からの意見を踏まえ、評価項目や配点の見直しを行う。
また、委員会の結果を受託者に通知し、業務の改善につなげてもらう。
今後も引き続き、委託業務の安定運営と区民サービスの向上を目指す。

区民委員会報告資料

令和5年1月17日

件名	マイナポイント対象となるマイナンバーカードの申請期限等の再延長について
所管部課名	区民部 個人番号カード交付・普及推進担当課
内容	<p>現在実施中のマイナポイント第2弾については、令和4年9月20日付でポイント付与対象となるためのマイナンバーカード申請期限が9月末から12月末に延長され、さらなる交付促進に努めている。</p> <p>しかし、新型コロナウイルス感染者が全国的に増加する中、窓口混雑緩和の観点から、令和4年12月20日付で国より再度期限延長の通知があったため、以下のとおり報告する。</p> <p>1 マイナポイントの対象となるマイナンバーカードの申請期限</p> <p>【延長前】 令和4年12月末 【延長後】 <u>令和5年2月末</u></p> <p>※ カード申請期限の延長は今回が最後となる。</p> <p>2 マイナポイント付与の期限</p> <p>【延長前】 令和5年2月末 【延長後】 <u>後日、改めて公表予定</u></p> <p>※ マイナポイント対象者が適切にポイントを申し込めるよう感染状況や申請・交付状況等を勘案し国が決定する。</p> <p>3 区内共有商品券交付の中止</p> <p>令和5年2月末までにキャラバン事業を通じて申請した区民へ区内共通商品券5,000円分を交付する予定であった。しかし、マイナポイントの対象となる申請期間が令和5年2月末まで延長されたことにより、全ての事業期間でマイナポイント付与と商品券交付が重複することとなった。</p> <p>については、すでにカードを所持している方との間で不公平を解消するため、商品券の交付を中止する。</p>
問題点 今後の方針	<p>マイナンバーカード申請期限の延長について広報紙やホームページ、SNS等で周知し、さらなる申請交付促進に努める。また、キャラバン事業の商品券交付中止についても同様に周知するとともに既申込団体へ個別に説明する。</p>

区 民 委 員 会 報 告 資 料

令和5年1月17日

件 名	国民健康保険業務等委託評価委員会の評価結果について																																																																											
所管部課	区民部 国民健康保険課																																																																											
内 容	<p>令和4年度の国民健康保険業務等委託評価委員会（以下「委員会」という。）を開催したので、以下のとおり評価結果を報告する。</p> <p>1 開催日時 令和4年11月16日（水）午前9時30分から11時30分まで</p> <p>2 出席委員 5人（外部有識者3人、区職員2人）</p> <p>3 評価対象 足立区国民健康保険業務委託契約に基づき、パーソルテンプスタッフ株式会社及び株式会社DACSが受託する業務</p> <p>(1) パーソルテンプスタッフ株式会社 （対象事業1：資格賦課、収納管理、滞納整理、保健事業）</p> <p>(2) 株式会社DACS （対象事業2：給付）</p> <p>4 評価方法 窓口の執行状況や休憩スペース等の確認、受託事業者に対するヒアリングを踏まえ、各委員が4テーマ8項目を5段階で評価した。</p> <p>5 評価結果 委員会の合格ラインである8割（40点）を上回る評価を得た。項目ごとの配点と5人の委員の評価の平均は下表のとおり。</p>																																																																											
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">テーマ</th> <th rowspan="2">評価項目</th> <th rowspan="2">配点</th> <th colspan="2">テンプ</th> <th colspan="2">DACS</th> </tr> <tr> <th>前年</th> <th>今回</th> <th>前年</th> <th>今回</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>委託品質</td> <td>窓口待ち時間</td> <td>5</td> <td>5.0</td> <td>5.0</td> <td>5.0</td> <td>5.0</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">セキュリティ</td> <td>個人情報保護、情報セキュリティ</td> <td>5※1</td> <td>8.8</td> <td>4.4</td> <td>8.8</td> <td>4.6</td> </tr> <tr> <td>適切な会計処理及び現金、金券類の管理</td> <td>5※2</td> <td>※2</td> <td>4.6</td> <td>※2</td> <td>4.4</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">内部統制</td> <td>労働関係法令の遵守</td> <td>10</td> <td>9.2</td> <td>8.0※3</td> <td>9.2</td> <td>8.0※3</td> </tr> <tr> <td>事業者の経営状況</td> <td>5</td> <td>5.0</td> <td>5.0</td> <td>5.0</td> <td>5.0</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">接 遇</td> <td>利用者満足度（言葉づかいなど）</td> <td>5</td> <td>5.0</td> <td>5.0</td> <td>5.0</td> <td>5.0</td> </tr> <tr> <td>利用者満足度（処理スピード）</td> <td>5</td> <td>5.0</td> <td>5.0</td> <td>5.0</td> <td>5.0</td> </tr> <tr> <td>服装・名札</td> <td>10</td> <td>8.8</td> <td>8.0</td> <td>8.8</td> <td>8.4</td> </tr> <tr> <td colspan="2">総合評価（合計）</td> <td>50</td> <td>46.8</td> <td>45.0</td> <td>46.8</td> <td>45.4</td> </tr> </tbody> </table>						テーマ	評価項目	配点	テンプ		DACS		前年	今回	前年	今回	委託品質	窓口待ち時間	5	5.0	5.0	5.0	5.0	セキュリティ	個人情報保護、情報セキュリティ	5※1	8.8	4.4	8.8	4.6	適切な会計処理及び現金、金券類の管理	5※2	※2	4.6	※2	4.4	内部統制	労働関係法令の遵守	10	9.2	8.0※3	9.2	8.0※3	事業者の経営状況	5	5.0	5.0	5.0	5.0	接 遇	利用者満足度（言葉づかいなど）	5	5.0	5.0	5.0	5.0	利用者満足度（処理スピード）	5	5.0	5.0	5.0	5.0	服装・名札	10	8.8	8.0	8.8	8.4	総合評価（合計）		50	46.8	45.0	46.8	45.4
テーマ	評価項目	配点	テンプ		DACS																																																																							
			前年	今回	前年	今回																																																																						
委託品質	窓口待ち時間	5	5.0	5.0	5.0	5.0																																																																						
セキュリティ	個人情報保護、情報セキュリティ	5※1	8.8	4.4	8.8	4.6																																																																						
	適切な会計処理及び現金、金券類の管理	5※2	※2	4.6	※2	4.4																																																																						
内部統制	労働関係法令の遵守	10	9.2	8.0※3	9.2	8.0※3																																																																						
	事業者の経営状況	5	5.0	5.0	5.0	5.0																																																																						
接 遇	利用者満足度（言葉づかいなど）	5	5.0	5.0	5.0	5.0																																																																						
	利用者満足度（処理スピード）	5	5.0	5.0	5.0	5.0																																																																						
	服装・名札	10	8.8	8.0	8.8	8.4																																																																						
総合評価（合計）		50	46.8	45.0	46.8	45.4																																																																						
	<p>※1：前年は配点10点 ※2：今年からの新規評価項目 ※3：減点理由について以下「6」参照</p>																																																																											

- 6 評価項目「労働関係法令の遵守」における前年からの減点理由**
- 委員より、以下の意見を聴取した。
- (1) 昨年度は、偽装請負防止の観点から評価を行い、基準を十分に満たしていると判断した。
 - (2) 今年度は、労働条件や執務環境等に対する視点も含め、昨年度よりも広い観点での評価を試みたところ、事前に資料の提出を求めていなかったこともあり、詳細を確認出来ない部分があったため、その部分については評定不能と判断し、総合的には昨年度より低い点数とした。
 - (3) 偽装請負を防止するための事業者の体制や意識の高さについては昨年度同様、基準を満たす内容であった。

7 委員会における主な質問と受託者の回答

	質 問	回 答
1	従事者の持ち物について、抜き打ち検査を行うことはあるか。	抜き打ち検査は行っていないが、透明なカバンを使用しているので、随時、管理者が目視確認を行っている。
2	従事者の募集方法や採用時の確認事項はどうか。	紹介会社、インターネット、ハローワーク等で募集を行っている。面接においては、パソコンの操作スキル等を確認している。
3	外部記憶媒体使用状況の把握が出来ているか。	管理簿により、把握を行っている。
4	個人情報等紛失事案が発生した際の再発防止策はどのように行っているか。	原因分析、事務改善を行い、その内容を基に従事者を指導する。

8 委員会からの要望

- (1) 個人情報管理の重要性、リスクは年々大きくなっているため、評価指標の細分化、配点の見直しを随時行ってほしい。
- (2) 評価項目「労働関係法令の遵守」の内容を見直し、職場環境やハラスメントの相談体制等についても評価できるとよい。

問題点・
今後の方針

委員からの意見を踏まえ、評価項目や配点の見直しを行う。
また、委員会の結果を受託者に通知し、業務の改善につなげてもらう。
今後も引き続き、委託業務の安定運営と区民サービスの向上を目指す。

区民委員会報告資料

令和5年1月17日

件名	国民健康保険高額介護合算療養費の過大支給に関する委託事業者との合意について												
所管部課	区民部 国民健康保険課												
内容	<p>令和4年7月に、国民健康保険業務受託事業者の事務誤りにより発生した、国民健康保険高額介護合算療養費の過大支給について、事業者と以下の内容で合意したので報告する。</p> <p>1 事務誤りの概要</p> <p>高額介護合算療養費は、国民健康保険で受診した医療費自己負担額のうち、医療費の助成を受けている分を控除して計算を行う。 本件では、医療費助成を受けている被保険者に対し、医療費助成分を自己負担したものと誤認して計算したため、支給額が過大支給となった。</p> <p>2 過大支給額</p> <table border="1" data-bbox="331 1066 1398 1263"> <thead> <tr> <th></th> <th>件数</th> <th>金額</th> <th>回収状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>現年分</td> <td>7件</td> <td>1,333,753円</td> <td>全額回収済</td> </tr> <tr> <td>過年分</td> <td>22件</td> <td>740,487円</td> <td>令和4年12月20日返還請求</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 合意内容（詳細は別紙参照）</p> <p>(1) 区は過大支給を受けた被保険者に対して、書面にて返還請求を行う。 (2) 書面の発送から2か月経過した日（2月20日）以降、区は、過大支給金額から回収金額を控除した額を「解決金」として、委託事業者に請求する。 (3) 委託事業者は、解決金を区に支払う。</p>		件数	金額	回収状況	現年分	7件	1,333,753円	全額回収済	過年分	22件	740,487円	令和4年12月20日返還請求
	件数	金額	回収状況										
現年分	7件	1,333,753円	全額回収済										
過年分	22件	740,487円	令和4年12月20日返還請求										
問題点・今後の方針	本件合意に係る専決処分については、第一回定例会において、改めて報告する。												

足立区（以下「甲」といいます。）と株式会社DACS（以下「乙」といいます。）は、後記〔本件過誤の表示〕記載の過誤（以下「本件過誤」といいます。）について、後記〔合意事項〕のとおり合意します。

〔本件過誤の表示〕

(1) 本件過誤

対象業務：甲乙間で締結した後記「(2)」に記載の契約に基づいて乙が受託した国民健康保険業務（以下「本業務」といいます。）

過誤発覚日時：2022年7月8日

過誤内容：本業務内「高額介護合算業務」において、乙が、健康保険（国民健康保険・後期高齢）を利用した際に発生する国民健康保険分の自己負担額の算出を誤り、高額介護合算療養費の支給額を誤って計算したことにより、以下のとおり、合計2,142,235円（以下「本過大支給金額」といいます。）が足立区民及び東京都に過大支給され、甲に本過大支給金額相当額の損害が生じたもの。

区分	支給時期	支給先	過大支給金額
2022年度過大支給分	2022年度	足立区民	1,333,753円
過年度対区民過大支給分	2021年度	足立区民	740,487円
過年度対都過大支給分	以前	東京都	67,995円
合計			2,142,235円

(2) 甲乙間で締結した本業務の委託に係る契約

締結日	契約書名
2018年9月20日	足立区国民健康保険業務委託（対象業務2）

〔合意事項〕

第1条（甲の損害の発生）

甲及び乙は、乙の本件過誤によって、甲に金2,142,235円の損害が発生したことを相互に確認します。

第2条（2022年度過大支給分の返還）

甲及び乙は、甲が、本件過誤によって高額介護合算療養費の過大支給を受けた者のうち2022年度過大支給分の受給者から、2022年度過大支給分として合計金1,333,753円の返還を受けたことを相互に確認します。

第3条（返還対象者に対する過年度対区民過大支給分の返還の請求）

(1) 甲は、本件過誤によって高額介護合算療養費の過大支給を受けた者のうち過年度対区民過大支給分の受給者（以下「返還対象者」といいます。）に対して、過大支給額の返還を請求します（以下「本返還請求」といいます。）。

(2) 本返還請求は、甲から各返還対象者に対し、過大支給額の返還を求める旨記載した書面を、本合意書締結日時点で甲の「足立区国民健康保険システム」に登録されている各返還

対象者の住所に宛てて、書留郵便を送付する方法によって行うものとします。

- (3) 住所不明、死亡その他の理由により、甲から送付した書面が返還対象者に到達しなかった場合でも、甲が前項に定める高額介護合算療養費の過大支給額の返還を求める旨記載した書面を送付したときには、本返還請求を行ったものとみなします。

第4条（解決金の支払い）

- (1) 乙は、甲に対し、甲の第1条に基づく損害の解決金として、次項に定める額の金員（以下「本解決金」といいます。）を支払うものとします。
- (2) 本解決金の額は、甲の第1条に基づく損害額である金2,142,235円から、次の各号に定める額を控除した額とします。
- ① 2022年度過大支給分相当額である、金1,333,753円
 - ② 過年度対都過大支給分相当額である、金67,995円
 - ③ 過年度対区民過大支給分に関し、甲が前条2項に定める書面を送付した日より2か月以内に返還対象者から高額介護合算療養費の過大支給分の返還を受けた場合には、甲が返還対象者から返還を受けた金額（以下「本回収金額」といいます。）
- (3) 甲は、乙に対し、甲が前条2項に基づく書面を送付した日より2か月が経過した日以降に、本回収金額及び本解決金の額を記載した書面を送付する方法で、本解決金の支払を請求します。
- (4) 乙は、甲に対し、前項の請求を受けた日より4週間以内に、本解決金を別途甲が指定する銀行口座に振込送金する方法により支払います。なお、振込手数料は乙の負担とします。
- (5) 甲及び乙は、甲が前条2項に基づく書面を送付した日より2か月が経過した日以降に返還対象者から返還を受けた金額について、本解決金の算定に何らの影響を及ぼさず、また、甲の乙に対する何らの債務も発生しないことを相互に確認します。

第5条（確認事項）

- (1) 甲及び乙は、本件過誤に関して、本合意書に定めた事項のほか甲乙間において何らの債権債務が存在しないことを相互に確認します。
- (2) 甲及び乙は、本業務について、本合意書に定めた事項のほかは甲乙間で締結した本業務に係る契約（前記〔本件過誤の表示〕「(2)」に記載の契約）に従うものとします。

以上、本合意書の成立の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有します。

2022年 月 日

(甲)

(乙)